

※記載例では空欄であっても、業種や業態により記載が必要な項目は異なります。不明点は管轄保健所へお問い合わせください。

様式第4号(第4条関係)

【許可・届出共通】

営業施設番号 00・000・000000

※記載不要

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県 ○○保健所長

営業許可書に記載されている施設符号と間違いがないか確認

提出先保健所に間違いがないか確認

電子申請を提出する日付
(西暦/和暦どちらでも可)

令和 7 年 4 月 1 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄 ☐)

オープンデータを希望しない場合は ☒

前回手続時点の施設情報が記載されているので、変更がある場合は要修正

申請者・届出者情報	郵便番号: 111-1111	電話番号: 048-111-1111	FAX番号: 048-111-1111
	電子メールアドレス: 11111@saitama.co.jp	法人番号: 111111111111	
営業施設情報	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 埼玉県○○市○○1-1-1 △△マンション△△号室		
	(ふりがな) かぶしがいいしやさいたま だいひょうとりしまりやく さいたま たろう (生年月日)		
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 株式会社埼玉 代表取締役 埼玉 太郎		
	年 月 日生		
	郵便番号: 222-2222	電話番号: 048-222-2222	FAX番号: 048-222-2222
	電子メールアドレス: 22222@saitama.co.jp		
	施設の所在地 埼玉県○○市○○□-□-□ □□ビル□□階		
	(ふりがな) れすとらんさいたま		
	施設の名称、屋号又は商号 レストラン埼玉		
	資格の種類 養成講習会修了者		
業種に応じた情報	(ふりがな) さいたま はなこ	受講した講習会 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 名称 年 月 日	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 埼玉 花子	HACCPの取組 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☒ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 ハンバーグ、サラダ、ドリンク、ふぐ、牛エツケ		
	自動販売機の型番		
	業態		
営業届出	営業の形態		
	備考		
	営業許可と同時に営業届を申請する場合はこちらに業種を記載 ※必要な業種は事前に管轄保健所へお問い合わせください		
担当者	(ふりがな) うらわ いちろう		
	電話番号 048-333-3333		

今回の手続について、保健所との窓口になる方の氏名を記載
電話番号はできる限りその方に直接つながる番号を記載

※記載例では空欄であっても、業種や業態により記載が必要な項目は異なります。不明点は管轄保健所へお問い合わせください。

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	① 水道水 （ ☒ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ）		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水 （ 井戸水 併用 その他 ）		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☒
	ふぐの処理を行う施設		☒
添付書類	(ふりがな) さいたま はなこ		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等 埼玉県 第9-999号
	埼玉 花子		
	☒ 施設の構造及び設備を示す図面		☐
営業許可業種	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐
	☐		☐
	☐		☐
	☐		☐
備考	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		※ 飲食店営業 令和7年4月30日 一般食堂・レストラン
	2 年 月 日		
	3 年 月 日	継続申請する許可業種 ※業種は事前に保健所へ確認	
備考	4 年 月 日		
			保健所収受印 申請手数料収入済印

ナンバープレートのとおりか（変更がないか）確認

牛ユッケや牛刺し等の生食用食肉の取扱いをやめている場合は☒を削除

除毒されていない丸ふぐの処理をやめている場合は☒を削除
※ふぐ処理施設の廃業手続が必要

設備に変更がある場合は申請書とともに提出

使用水で②（①以外の引用に適する水）を選択している場合は必須

営業中の業種と許可期限、業態誤りがないか確認

キッチンカー、屋台等の移動して営業する施設の場合は主に営業している場所を記載